

佐賀県献血推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 本県における血液対策事業に関する施策の総合的かつ計画的な推進に資するため、佐賀県献血推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事業)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 佐賀県献血推進計画に関すること。
- (2) 献血思想の普及啓発に関すること。
- (3) 献血協力組織の育成に関すること。
- (4) 血液製剤の適正使用の推進に関すること。
- (5) その他献血の推進に関すること。

(会長等)

第3条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(組織)

第4条 協議会は委員16名以内で構成し、委員は次に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の推薦する者
- (3) その他適当と認められる者

2 委員が出席できないときは、その職務を代行し得るものを代理者として出席させることができる。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会)

第5条 会長は、協議会の意見に基づき、必要に応じて、特定の事項ごとの部会を設けることができる。

2 部会は、協議会の委員のうちから会長が指名する委員及び知事が別に委嘱する者をもって構成する。

3 部会の経過及び結果については、協議会に報告しなければならない。

4 その他部会の運営に関し必要な事項は協議会設置要綱を準用する。

(会議)

第6条 協議会は会長が招集する。

2 会長は協議会の議長となる。

3 協議会は必要の都度開催する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部薬務課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会及び委員会の運営に関し必要な事項は知事が定める。

附 則

この要綱は昭和39年10月7日から実施する。

附 則

この要綱は昭和41年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は昭和50年8月1日から実施する。

附 則

この要綱は昭和57年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は昭和62年1月30日から実施する。

附 則

この要綱は平成6年4月1日から適用する。ただし、改正要綱の適用以前に委嘱された委員の任期については、第5条第2項、第6条第5項の規定に係わらず平成7年3月31日までとする。

附 則

この要綱は平成9年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は平成11年8月1日から実施する。

この要綱は平成13年4月1日から実施する。

この要綱は平成15年6月1日から実施する。

この要綱は平成16年1月28日から実施する。

この要綱は平成16年4月1日から実施する。

この要綱は平成28年4月1日から実施する。